

差別をなくす強調月間に伴い 「特設人権相談所」を開設します

7月は差別をなくす強調月間です。今年は世界人権宣言が採択されてから60周年を迎えます。人権とは、人が人らしく幸福に生きていくために、最も大切な権利です。人々がお互いの人権を尊重することによって明るい社会は築かれます。暮らしの中にあるさまざまな人権問題を解決するため、人権擁護委員が相談に応じますので、気軽に相談してください。

■日時 7月11日(金) 午前10時～午後3時

■会場 田園公民館 (田園4丁目14-3 ☎23・1511)

須恵公民館 (須恵3丁目4-44 ☎22・9850)

北宇智公民館 (近内町735 ☎25・3207)

宗松公民館 (西吉野町城戸27 ☎33・0425)

ふれあい交流館 (大塔町宇井94 ☎36・0058) ※ふれあい交流館の相談時間は午後1時～3時

■問合せ 人権施策課 ☎(内線285、286)

毎年6月23日から6月29日までの一週間は 男女共同参画週間です

男女共同参画週間とは、男女が互いに人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かち合い性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成を目指して、男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的および基本理念に関する理解を深めるため、平成13年度から設けています。

週間中に五條サティにおいて“育児休業”“もう一度働きたい”のテーマでパネル展を行っています。この機会に男女共同参画社会を考えてみませんか。

■問合せ 人権施策課 ☎(内線285、286)

行政相談委員をご存知ですか

行政相談委員は、市民の皆さんの身近な相談相手です。毎日の暮らしの中で、行政に対して感じている意見や相談などがあれば、気軽に相談してください。相談は無料で、秘密は厳守します。

また、5月から五條市の行政相談委員として上田耕司さん、安満忠英さんに加えて、下村房夫さんが総務大臣から委嘱されました。

定例の相談日は次の通りです。

| | 五條地区 | 西吉野地区 |
|------|---------------|----------|
| 相談日時 | 毎週水曜日 午後1時～4時 | 毎月第3水曜日 |
| 相談場所 | 五條市福祉センター | 西吉野支所 |
| 相談委員 | 上田耕司・下村房夫 | 安満忠英 |
| 連絡先 | ☎24・2200 | ☎33・0294 |

■問合せ 庶務課 ☎(内線236)

「1日民暴出張相談所」を開設します

暴力団の被害に困っている人や泣き寝入りしている人に、専門の弁護士が無料で相談に応じます。

■日時 6月13日(金) 午前10時～午後4時

■場所 五條サティ(五條市今井2-150)

■申込方法 相談日当日、サティ1階で受付します。

■問合せ (財)奈良県暴力団追放県民センター ☎0742・27・0102